

事務連絡
平成27年2月5日

各都道府県教育委員会人事担当課
各指定都市教育委員会人事担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

県費負担教職員の人事権の中核市等への移譲について

政府の地方分権改革推進本部においては、国から地方公共団体、また、都道府県から市町村への事務・権限の移譲等について、継続的に検討が行われているところであり、去る1月30日に別添1の通り「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

今回の閣議決定においては、県費負担教職員の人事権等の都道府県から中核市等への移譲について、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。」とされたところです。

本件は、これまでも「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年10月26日 中央教育審議会答申）、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日 閣議決定）、「教育委員会制度等の改革について（第二次提言）」（平成25年4月15日 教育再生実行会議決定）、「今後の地方教育行政の在り方について」（平成25年12月13日 中央教育審議会答申）等に記載（別添2参照）されている事項であり、文部科学省としては、積極的に人事権の移譲を希望する中核市等が、関係する都道府県や市町村と協議の場を設けようとする等の場合には、関係者への協力の依頼や会議への出席、情報提供など必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、適宜ご相談ください。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び市町村教育委員会に対し、本件について周知願います。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育委員会係
電話：03-5253-4111（代表）（内4678、4672）

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

平成27年1月30日
閣議決定

1 基本的考え方

地方分権改革については、4次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2～4 （略）

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【文部科学省】

(2) 市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）、義務教育費国庫負担法（昭27法303）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116）

県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権（地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。

また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。

6 （略）

(別添2)

○新しい時代の義務教育を創造する(平成17年10月26日 中央教育審議会答申)

当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。

また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。

○地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定)

都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、給与については、政令指定都市と中核市が負担することで検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。(平成21年度中できるだけ速やかに)

○義務付け・枠付けの第4次見直しについて(平成25年3月12日 閣議決定)

中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

○教育委員会制度等の改革について(第二次提言)(平成25年4月15日 教育再生実行会議決定)

○国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。

○今後の地方教育行政の在り方について(平成25年12月13日 中央教育審議会答申)

2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

(2) 県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

●県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。

①県費負担教職員の人事権の市町村への移譲及び人事交流の調整の仕組みについて

・県費負担教職員の人事権の市町村への移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(以下、「平成17年中央教育審議会答申」という。)において、「当面、中核市をはじめとする一定の

自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」とされているところであり、引き続き検討課題となっている。

- ・ この制度については、平成17年中央教育審議会答申を踏まえ、中核市等の一定規模の市などが、地域の実情に応じた教育の展開、地域に根ざした人材の育成という観点から、指定都市と同様の人事権を、早期に移譲することを求めている。特に、教職員の研修を義務付けられている中核市からは、研修した教職員が都道府県の人事異動で市外へ異動させられるという不都合が生じることから、人事権の移譲を求める声大きい。
- ・ こうした人事権の問題については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。
- ・ 一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難であるという意見、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかという意見、人事異動は教職員の一番の研修の機会であるため、人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの意見があった。
- ・ なお、人事権移譲の前提となる広域での調整の仕組みについては、いくつかの市町村でグループを作り、グループ間の交流については都道府県が調整するという方法があるという意見がある一方で、広域での調整の仕組みは簡単なものではないという意見があった。
- ・ このように、県費負担教職員の人事権については、様々な意見があることを踏まえ、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。
- ・ 現在、大阪府の豊能地区（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）では、地教行法第55条の事務処理特例制度を活用して、大阪府から人事権を移譲され、運用を開始したところである。各都道府県、各地域によって人事異動の状況は大きく異なり、このような取組がどこでも実施できるわけではないが、当面の方策として、都道府県及び関係市町村の間で人事権移譲に合意が得られる地域においては、この事務処理特例制度を活用して市町村への人事権移譲を進めていくことが適当である。